

商工委員會會議錄第二十七号

昭和三十一年四月四日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 神田 博君

委員 小笠 公昭君 理事 鹿野 彦吉君

理事 小笠 久雄君 理事 佐本 一雄君

理事 長谷川 四郎君 理事 中崎 敏君

理事 永井 勝次郎君

秋田 大助君 阿左美 廣治君

内田 常雄君 大倉 三郎君

菅野 和太郎君 椎名 悦三郎君

島村 一郎君 首藤 新八君

鈴木 周次郎君 田中 角榮君

田中 龍夫君 中村 庸一郎君

野田 武夫君 淵上 房太郎君

南 好雄君 森山 欽司君

山本 勝市君 伊藤 卯四郎君

加藤 清二君 佐竹 新市君

多賀 谷眞稔君 田中 武夫君

松平 忠久君

出席國務大臣

通商産業大臣 石橋 湛山君

出席府委員長

總理府事務官 (經濟企画庁 計画部長) 大來 佐武郎君

通商産業事務官 (通商局長) 川野 芳滿君

通商産業事務官 (大臣官房長) 岩武 照彦君

通商産業事務官 (通商局長) 板垣 修君

通商産業事務官 (通商局長) 川上 爲治君

通商産業事務官 (通商局長) 佐久 洋君

委員外の出席者

大藏事務官 (主計官) 鳩山 威一郎君

大藏事務官(為替局總務課長) 佐々木 庸一君
通商産業事務局 (公益事業局長) 須賀 井敏行君
通商産業事務局 (公益事業局長) 越田 清七君
專門員

四月三日

韓國のりの輸入反対に關する請願 (吉川兼光君紹介)(第一八〇五号)の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した案件

輸出保險法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六八号)(參議院送付) 電源開發促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四四号)

○神田委員長 これより會議を開きます。

輸出保險法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑を繼續いたします。中崎敏君。

○中崎委員 輸出保險法の一部の改正の中で參議院から修正してこちらへ回付された、保險の填補率五〇%を六〇%に引き上げるという趣旨、及びその実情についてあわせて説明してもらいたい。

○板垣政府委員 御承知のように最初の提案におきましては、填補率は百分の五十ということになっておったわけでございます。この填補率の問題につきましては、実は通産省といたしましては業界の強い要望もありまして、業界としてはできるだけ多く、九〇%く

らゐるの填補率を要望しておったわけでありまして、私も政府部内におきまして大蔵省と種々討議をいたしました結果、本制度は世界でも類例のない最初のテスト・ケースとしての投資保險制度でもありまして、相当保險の担保危險の發生の理由もしほつてはござい

ますけれども、それでもあるいは不測の財政上の損害を生ずるおそれがあるかもしれぬということで、着実に進もうというところで五〇%ということにいたしました次第でございます。しかしこれが參議院におきまして参考人の意見なども徴せられ、六〇%ということに國會修正になった次第でございます。この点につきましては、私も

は國會の修正、參議院の修正でございますので、それらをむとということにいたしました次第でございます。

○中崎委員 これによりまして特別會計における數字上の問題はどうかというふうに検討されたのか、またその際においてどういふふうな処置をされるのかを聞きたいのであります。

○板垣政府委員 この投資保險制度を創設するに當りまして、予算上の引き受け限度は三十億圓と定めておりまして、当初の政府案におきましては、填補率が五〇%でございましたので、この三十億圓の引き受け限度でも相当余裕は見ておった次第でございます。しかしからば今度六〇%になった場合にどうなるかという計算をいたしますと、大体私どもといたしましては、予算の引き受け限度を変更せずして、この予算の範

囲内でやり得るという推定を立てております。と申しますのは、現在までですに許可済みの既投資分が過去五、六か年間に二十八億圓くらいありますが、その二十八億圓につきましては、今度の保險制度ができましたと、大体八割くらいがこの保險にかけられるだろうという計算で、そのまた六〇%の填補でございまして、大体十三億圓くらいは金額になります。そうしますと、残り十七億圓の引き受け限度がございまして、今後一か年間に、かりに三十億圓程度の投資がありまして、十分まかなえるということになります。過去五か年間に二十八億圓の投資でございまして、今後一か年間に三十億圓以上も越えることはないというふうに、一応私どもは推定をいたしております。

○中崎委員 今回の法律案改正の趣旨は、ことに最近における中南米、東南アジア等の諸國に対する本邦人の技術提供並びに現物出資等による海外投資が盛んになるような状況になっていくということでありまして、過去に比べてところの中南米並びに東南アジア等に対する技術提供並びに現物出資等が一体どういふふうになっているか。そしてまた、今後どういふふうな程度にこれが進む方向にあるのか。さらに政府はそれを積極的に、どういふふう

に具体的にやろうという策を持っていますのか。ことにフィリピンに対しては賠償の妥結の問題と関連して、一体どういふふうに進めていこうとするのか。そうしたことについて一つ具体的な説明を要求したいと思ひます。

○板垣政府委員 一応簡単に過去の技術提携及び投資の状況を申し上げますと、技術提携につきましては、昭和二十五年度から三十年度までの大体六か年間に五十八件技術提携が行われておりまして、國別に見ますれば、インド、台湾、ビルマ等が一番多くなつております。これを業種別に見ますと、機械工業は十九件、漁業が十一件という工合で、これが首位を占めております。その他化学、医薬品、繊維、建設事業等がございまして、それから海外投資を見ますと、年度別の數字は省略いたしまして、總額で過去六か年間に三十六件、先ほど申しました約二十八億圓という金額になっております。これを國別に見ますと、特に多いという國はございませんが、琉球が特に多いのですが、これは十件。これは特殊の地域でございまして、これを除きますと、インドが八件ということで、インドが一番多くなつております。その他中南米諸國が二、三件ずつござい

ます。これを業種別に見ますと、水産業が一番多く十一件、次に紡績、繊維關係の四件、それから鑛業、ガラス關係四件となつております。その他機械工業、航業等が二件ぐらゐる次第であります。こういう工合にして過去五年間ぐらゐの状況は、何といひまして日本の勢力がまだ十分でございまして、な

がら十分という状況にはなっていない

第一類第九号 商工委員會會議錄第二十七号 昭和三十一年四月四日

一

一

一

かつた次第であります。しかしながら御承知のように最近日本の貿易が非常に伸びて参りました。ところがこのくらの大きさに参りますと、東南アジアなりあるいは中南米地域というものは、やはり貿易と並行して海外投資という方向に向つていかなければならぬというように政府としても考へておられますし、幸いに民間におきましても、海外投資の熱意が非常に強くなつて参りましたことはまことに喜ばしい次第でございます。この情勢にかんがみまして、政府といたしましてはいろいろなことをやらなくちゃならぬわけでありまして、その第一の着手といたしまして、このたび海外投資保険制度の創設ということを考へた次第でございます。しかしながら今後ともなお海外投資を促進いたしますためには、たとえは租税協定を結びまして、二重課税制度を防止するというようなこともやらなくちゃなりませんし、さらには何とないまでも投資は民間の場合に「マイル・ベース」で行われるものではありまして、やはり政府といたしましては、これにいろいろと資金的な援助をする必要がある。従つてこれが唯一の機関でありますところの現在の輸出入銀行の資金源を拡充する。現在においても輸出入銀行を通じて海外投資をなす道は開かれておりますが、何とないまでも資金源が十分ではございませんので、その方面の資金源をもつと拡充するといふようなことがもつと必要になつて参ると思ひます。

○中崎委員 この投資の形態でありまして、たとえばアメリカあたりが日本との間に技術提携をやるような場合には、別個の一つの会社を作らせるといふような形においては、はなはだしいのは五〇％を越える外国の資本が入り込んでいて、実際にいへば企業の主導権を握つてゐるというやうな例もあればあるやうであります。最近においては五〇％を越えるという例はほとんど一応なくなつてゐるというふうにも承知してゐるものであります。逆に今度は日本がこれらの諸外国に技術の提供をするとか、あるいは投資によつて事業の共同経営をやる、あるいは一つの技術の特許料等を取つて実際に技術指導をやるというやうないろいろな形もあると思ふのであります。これらが容易になし得るやうに政府としての体系はどういうふうな整理されてゐるか。たとえばさらに通商航海の自由とかあるいは事業経営上における内国人に準ずるやうな待遇を与えるというやうな、そういう話し合いの上に、また状況下において進んでゐるのか。それらの見通し、方針等を一つ明らかにしていただきたい。

○板垣政府委員 海外の投資につきましては、何とないまでもその投資をせんとする相手国の外資の取扱ひ方に関する法制というものが一番重要なことになつてゐるわけでありまして、一般的に、ただいま御指摘がありましたやうに、東南アジアの諸国ではまだ通商航海条約など結ばれていないところもございまして、このやうな面につきましては至急外務省におきまして通商国交の回復並びに通商航海条約の締結ということが、やはり今後これらの地域に海外投資を促進していく前提条件になると思ひます。それ以外につきましては、先ほど申しましたやうに、二重課税の防止のための協定を結ぶというやうな点が必要になつて参るわけでありまして、しかしながら外資に關しては各國の国内法制が諸外国に對して無差別に行われてゐる限りは、やはり日本といたしましてはそれに従わなくちゃならぬわけでございます。従つて現在日本が今後海外投資をやりまゝ諸国、主として東南アジア、中南米諸国におきまして外資の方の關係はどうなつてゐるかという状況を簡単に申し上げますと、現在までのところ外資法に相當する法律がありません。台湾、ポリビア、チリ、パラグアイ、イランといふやうな國々がございまして、それから外資導入法といふやうな単獨立法はありませんが、他の法令で規定されてゐます。國がビルマ、フィリピン、タイ、ブラジルといふやうな國がございまして、外資に關する法律の全然無制定のやうな國がございまして、そういうところではインド、パキスタン、セイロン、マレー、メキシコといふやうな國になつておられます。しかしながらどういふやうな法律の無制定の國、インドとかセイロンといふやうな國におきましては、事實上におきまして日本の外資を非常に歓迎しておるわけでありまして、むしろ向うの國の方が日本の投資を盛んに歓迎してゐるというやうな状態でございますので、ただいま御指摘のやうな意味の不便ないし障害は今のところ全然ないと思ひます。

○中崎委員 國際事情といふものは変化するものであります。たとえばある段階において外資の導入を必要と認められる場合においては、今言つたやうに言葉を巧みにして、そうして大いに外資の導入も喜んでやらせしめておくれども、ある時期、ある段階になつたら逆にそれはじゃまになつてしまつて締め出しを食ふやうなやうなこともあり得るわけでありまして、それと並行的に、言いかえればただ向うが歓迎しておるからというやうなことでうやうやになつてしまふやうなものとそれに乗つていくやうなものと、並行的に、安心して將來ともにその外資を保護するのだという、そういう態勢を整えていく必要があると思ふのであります。が、それについてはどういふやうな心がまえ、用意を持っておられるのか、お聞きしたいのであります。

○板垣政府委員 海外における投資の國家的な保護といふことになりまして、これは非常に問題なわけでありまして、從來とも資本といふものは常に非常に強大でありまして、やはり日本の政治威力ないし軍事的支配のあつた國に一番投資ができて参つた。たとえば滿洲といふやうなところが多かつたことは御存じの通りであります。しかしながら戦後におきましては情勢がすっかり変わりましたので、日本といたしましてはそういうやうな勢力圏を設けて、軍事まではいかなくて、政治的な支配力のもとに日本の資本を出すといふことは不適當でもあり、不可能になつた次第でございます。従ひまして今後の日本の海外進出はあくまでも民間の商業ベースでなければならぬ。ところが商業ベースだけでは非常な不安がございまして、ただいま御提案を申し上げておられます投資保険といふやうなことで一部をカバーするといふことになりまして、それでも確かに後進國地域に対する投資といふものは非常な不安を伴うわけでありまして、そのためには、やはり投資をする前に投資をせんとする投資者がその國の治安状態なり、あるいは政情なり將來の經濟状態といふものを十分に考慮に入れて投資をするでありまして、また政府といたしましては、投資は必ず許可制度になつておられますので、許可をいたす際にいろいろと助言を与へ、示唆を与へて万全を期したいといふやうに考へておられます。

○中崎委員 たとえばインドネシアとかあるいはアルゼンチンといふやうな通商關係のかつて割合に緊密であつたところで、焦げつきの債權の回収できないやうな状態のものが相當あるわけでありまして、一体これが現在どういふやうな状態であるのか、またどういふやうな見通しの上に立つてこの回収をされようとするのかをこの際説明願ひたいのであります。

○板垣政府委員 ただいまインドネシア、韓国、この兩國に日本は焦げつきの債權を持っておりますが、インドネシアにつきましては、一億八千万ドル、韓国につきましては四千八百万ドルばかりの焦げつきの債權をどうするか。これらの焦げつきの債權をどうするかという問題は非常にむづかしい問題でありまして、韓国につきましてはただいま再開されんとしております日韓の基本的な國交回復といふやうな点等と関連しなければ決定はなかなかむづかしい状況になつておまして、インドネシアにつきましても、賠償問題の解決が先決になつております。この賠償問題が解決すれば國交も回復し、同時に今のたな上げ債權の問題も解決されるであらうと私は信じております。將來たな上げ債權を現金で回収す

第一類第九号 商工委員會議録第

十七号 昭和三十一年四月四日

件でございますが、実は答弁の材料を持ちませんので、あしからず御了承い

いただきたいという考えでおりますので、本日は輸出保険法の一部を改正す

五%ふえて二〇%程度と相なっておりますが、これは私の誤を

りでございますが、それとも事実でございますか。もし事実とするならば、さういふA A制になった理由と、もう一つは何と何品目がA A制に許されたのか。現在の基本方針等とあわせてお伺いしたいものでございます。

○板垣政府委員 今後日本の外貨予算をできる限り合理化し、自由化していくという方針を持っておりまして、これは、ただいま御指摘の通りでございます。その最大の大きな根幹になりますのが、A A制度の採用ということになるわけでございますが、またその見地に立ちまして、本年上期の外貨予算を編成する際におきまして、全般にわたって根本的な検討をいたした次第でございます。しかしながら何といたしまして、このA A制を急に採用するということは、国内の産業政策上、ことに通商政策上いろいろの障害がございますので、大方針といたしましては、できるだけ早い機会にA A制を拡大していきたいという方針が決定されましたけれども、この実施につきましては、やはりある程度の準備期間を置いて、逐次実施に移していくということになった次第でございます。従いましてこの上期予算におきましては、ごく若干、十数品目がA A制度になるという内定がされました。そのパーセントが、ただいま御指摘の通りこの上期予算の総額に対して二〇%程度ということになった次第でございますが、さらに今後準備期間を置いて、ある部分は本年度の下期において、さらにまたもう一年の準備を要するものは三十二年度よりA A制をもっと拡大していきたいというように考えておる次第でございます。

それからお今申しました上期より

実施いたしましたA A制度の品目につきましては、ごく小さい化学薬品等の五十三品目等を除きますと、やや大きなものでは八つばかりあるわけでございますが、これは実はまだ内定をいたしただけでございまして、発表をいたしておりません。これはただいまやっております対外通商交渉とのかけ引きの関係がございまして、その関係を見ましてから至急実施に移す、その際正式に発表することになっておりますから、この席でその品目を申し上げることは御了承を願いたいと考えております。

○加藤(清)委員 外貨予算の割当が直ちに貿易に響きますし、また相手国にこちらの手のうちを見られて貿易上不利を招くという結果を招来するおそれのあることはよく存じておりますが、ややとすると、国会での審議や新聞発表のされないうちに、一部商社にこれが知れ渡りまして、その商社に特別なコンネクションのある向うのインポーターとの間に話が早くまとまってしまうと、まあいえば抜けがけの巧名をされてしまうということが、過去ににおいてはなきにしもあらずでございした。局長の御趣旨とごもつともでございますので、私はその趣旨に賛成いたしまして、今ここで何品目というところをお尋ねすることを差し控えますが、この点はある特定と有利に導かれていくよう一つくぐれども御留意願いたい。今までも御留意願っておることを感謝しておりますけれども、一つぜひその点御留意願いたいと思う。ここに通商局とか外貨割当を疑われてくる一つの原因も介在しておると思ひますし、またこの発表を早耳

早聞きで、早く聞くか聞かないということによって商権を奪われてしまうというやうな商社も出来た例もございしますから、ぜひこの点は御留意願いまして、できる限り秘中の秘にしておかれまして、発表なさるときには一つ一斉にやっていたきたい。しかもその時期をよくねらってやっていただかないと、国内商品の値上り、値下りに影響がございまして、これはやがて原料高の製品安に苦むところの下請加工にこそ苦しみ倍加させる、という結果も生じてきておるのでございしますから、発表の時期というものをなお一そう心得てやっていただきたい。こういうことをお願いするわけでございします。

引き続きまして、私のお尋ねしたい点は、A A制の拡大が、外貨保有高の増加に伴って、これがたいぶ世論として起ってきておるようでございますが、ただ問題は扱われる場合の相手方いかんによりましては、ここに問題をかもし出すおそれがなきにしもあらずです。たとえばこの間のバナナの加工業者のごとき、一番最近のいい例でございします。それにつきまして、ちょうどだいたいま重油の外貨割当につきまして、全漁連の方からは直接外貨をもらいたいという要望が出ておるようでございます。それから日本商工会議所の方からは、まかりならぬという陳情が出ておるようでございます。これはもうきのう、きょうでなしに、先年来からの声のようでございますが、ほんとうに貴重な外貨を有効に使って、より安く消費者に貴重な物資を使わせるといふ立場に立つならば、一体その裁きはどうされたいらうしいのか。また方

針はきまっていますのかい。いなければいけないので将来どのようにするか、あるいは今日方針がきまっておりますれば、どういふ結論を下そうとしていられたいのか、この点を一つお漏らし願いたい。

○板垣政府委員 御指摘の通り、重油のうちで特に海上重油、通産省でA重油と称しているものにつきましては、従来石炭との関係で重油全体の輸入量が規制されておりました関係上、重油の値段が相当高いということと、このA重油を使っておる漁業関係者が非常に高い重油で困っておるということとで、しばしばこの問題について昨年来陳情があつた次第でございます。これに對しましては、現在の輸入制度上通産省といたしまして、できる限り重油取扱業者者に価格を下げるように交渉しておりましたし、ある程度成功しておるわけでございます。従つて非常に通産省としても困つた次第でございますが、やむを得ず現行の輸入制度上、全漁連に若干のひもつき外貨をやるということと、昨年結着を見た次第でございます。本年度も引き続きこれを維持し、さらにもう少しふやしてもいいという要望がある次第でございます。が、こういうやうなやり方をいたしますことは、輸入制度にいろいろの障害を生ずるので、できる限りすつかりした方策をとりたいということとで、実は今度の外貨予算を編成するに際して、根本的検討を加えた次第でございます。石炭との関係をどうするかという根本問題もございしますので、まだ結論には達していませんが、しかしできるだけ早い機会に何らかの解

決策を見出したいというふうに考えております。

○加藤(清)委員 それではもう一つお尋ねいたしますが、今日塩の輸入量が、どういふものか。めづり合せが減つたようでございまして、そのおかげで塩から作ります苛性ソーダの値段まで塩が相当はね上つて参つております。かつて、あなたが局長になられました当初のころには、塩の輸入をスペインの十五ドルから中共の九ドル塩に切りかえられましたおかげで、一般に専売価格は二割程度下りまして、その結果は苛性ソーダに好影響を及ぼしました。と同時に、それから生産されるところのスフ、人絹にまで、そのコストを安くするといふ好結果を来した。これはやがてスフ、人絹の輸出を伸ばす、こういう非常にいい結果を生み出したので、さすが新しい局長は腕が達者だといふわけで、私もその処置のよさを歓迎したわけでございします。ついで昭和三十年の下期あたりから、塩の輸入がとだえたと申ししようか、需要と供給の関係で減つたと申ししようか、あるいは供給がそのままであつても需要がふえたのかもしませんが、いずれにいたしまして、苛性ソーダがべらぼうに値上りをして参りました。これは結果的に見ますれば、さきの好結果の逆な現象をだんだん来たしまして、今年度の夏におきますスフ、人絹の織物は、最低一割高、最高は三割高ぐらいぐんじやないか。これはやがて輸出にも影響を及ぼしまして、苛性ソーダそのものの輸出も減少するが、それから生ずる化学繊維の生産高となつて、これの輸出を削減させるといふ結果を憂えておる次第でございます。

四

が、果して今年度の上期における塩の外貨割当はふえたでございましょうか、減ったでございましょうか。それからまた、これも直接メーカーに割り当ててもらいたいということ、化学会社の方が盛んにそのことを申し出ておる由を私も存じておりますが、これに対する対策はいかようになっておりますか。国内問題でございまして、決して外国に影響はございませぬので、この点は一つはつきりお答え願いたいと思ひます。

○板垣政府委員 塩の輸入状況が非常に悪いということにつきましては、実は私もよく存じませんが、従来の外貨割当におきまして、日本の生産に必要な原材料であるところの塩の輸入につきまして、外貨上の制約をした覚えは全然ございませぬので、あるいは一時的な船の関係とか、不円滑というふうなことはあるかと存じます。なお、私の聞いておるところによりますと、実は昨年来非常に国内の塩の増産が出てきたというふうな関係で、全体として、あるいは専売公社あたりで外塩の依存度が減つてきておるといふような事情は多少あるかもしれませんが、しかしながら、何といひましても国外塩は安いことでもありません、重要な原材料でありますので、今後これを減らすというふうなことは毛頭考へておりません。今度の上期予算でもたつぷり組んでおりますし、それから国内の需要がありますれば、幾らでも外貨を割り当てるといふ方針で進んでおります。

第二に、今の塩の自己輸入問題につきましては、実は通産省といたしましては、できる限り早くこの自己輸入問題を解決したいという方針で専売公社とも折衝をしてきておる次第であります。しかしながら、昨年までは業界自身の足並みがそろわなかつたために、この運動は十分効果的でなかつたわけでありまして、最近幸いア法、電解両方とも足並みがそろひまして、一致してただいま塩の自己輸入問題につきまして促進の方の運動を進めております。通産省といたしましては、ただいま大蔵省と交渉いたしております。多少まだ財政上の問題がございまして、急に結論が出るかどうかはわかりませんが、ぜひ本年度内には実現したいというふうに私も考へております。

○加藤(清)委員 そうすると、本年度中に塩のメーカーの自己輸入を許す、こういうことでございませぬ。

○板垣政府委員 通産省はそういうふうにしたというところでございまして、これは大蔵省とも関係がございまして、今許すということまでは言い切れません。

○加藤(清)委員 通産省としてはそういう方針である。しかれば大蔵省は一体どういう考へ方でおるか、これはわからぬのでございまして、御相談をなさつていらつしやるのですか。

○板垣政府委員 昨年以來ずっと専売公社及び大蔵省と交渉しておりますが、最近におきましては専売公社あたりもだいたい検討しようという方向には動いております。しかし、何といひましても財政収入との関係がございまして、まだ腹をきめるところまでは至つてないというのが実情であります。

○加藤(清)委員 この問題では、全芭連とバナナのインポーターとの間のよくない問題はまず起きないだろう、これ

こそは業界も、やがてそれから生ずる化学繊維の消費者も歓迎をする施策ではないかと思ひますので、こういうものこそ勇氣をふるってすみやかにやっていた方がいいものだ、特に原料高の製品安で苦しんでおります絹、人絹業者あたりは大歓迎じゃないかと思ひわけです。ないしよないしよの手でバナナのあれなどをおやりになるほどの腹がまえを持つていらつしやるならば、こういうことこそ一つ早急にやっていた方が国家のためにいいじゃないかと思ひますので、どうぞ一つ……。

もう一つは、それに続きまして塩でございまして、これはふんだんにふやしたということとございましてけれども、私の目の誤りか、新聞の活字の誤りか——私は本委員会の委員でありながら、通産省からはデータをもらつておらずに、新聞社からデータをもらつておりましたので、このデータの誤りかもしれないかもしれませんが、去年は二百五十万トンというふうになっていまして、これは二百四十万トンで、十万吨減つていふように出ております。先ほどはふやしたというお話ですが、これはどつちがほんとうでありますか。十万吨違いますと、砂糖の値段でも一ペんにがらつと百円が七十五円に変わるのでもございまして、どうですか。

○板垣政府委員 昨年度の数字は私今覚えておりませんが、本年度は一応年間買付量二百四十万トンと算定しているのは事実でございまして。しかしながら、この表の中に食用塩なども入つておりましたので、ソーダ工業用塩の需要増加は十分織り込んでおる次第でございまして。

○神田委員 ちよつと加藤君に御相談いたしますが、外貨割当の方は後日たつぷりやる時間をとりたいと思ひますので……。

○加藤(清)委員 もうすぐ終わります。これは当初にやつておかないと、あとで組まれませんと何ともならぬ。そこでさしあたってやらなければならぬことだけやつておきますが、協力して必ずきょう上げますからその御心配なさらないで下さい。決して引き延ばしのためにやつてゐるのではありません。これをやったら保守党も大喜びのはずなんです。

それでは承りますが、去年は二百五十万トンで、これは二百四十万トンで、僅かに十万吨減つてゐるので、減つてゐる場合に、工業塩をこれとふやしたといたしますと、食用塩の方の内地生産が去年よりも十万吨なり二十万トンなりふえてゐる。少くとも最低十万吨以上ふえてゐるというところならば、工業塩をふやしたということとはわかります。ところがこれだけではわかりませんから、おそれ入ります。至急細目を御提出願ひたい。

それから輸出先でございまして、十ドルより九ドルの方が安いといふことはだれしも考へてゐることでありまして、この九ドルの輸入は、今までもココムナリパリ・リストナリに別に差しかへはなかつたはずでございまして、ですから、できるだけ九ドル塩、中共塩をなるべくふやすように——ひもつきのアルゼンチン羊毛を余分に買へといつて御命令なさるほど御親切でございまして、せめて塩くらいは安いところを押えていただきたいものだと思ひわけでございます。

次に、A A制の問題で、あと二点で

○神田委員 ちよつと加藤君に御相談いたしますが、輸出保険法のことをやつてゐるのですから、輸入の外貨割当の方は適當の機会を作りますから……。

○加藤(清)委員 その通り。だからいま二点と言つたのだから、いま二点で終わります。

今の問題ですが、国内産業が過剰設備だとか生産過剰だとかいわれておりますが、事ウオッチに關しましては、国内産業は非常に温室育ちになつてい

終ります。

先般通産大臣は、時計のやみ輸入が非常に多いが、これはだんだん除去すべきである、それは需給のバランスがとれていないからであるが、内地生産が足りないのだから、すでに必需品となつてゐる時計の輸入は増額をはかるのだ、こういうことを言うておられました。去年はたしか百二十万ドルと心得ておりましたが、大臣の言葉だと、これはふやすと言われまして、数字は事務担当者に答えさせるといふことで答弁が終つてゐるわけでございますけれども、事務担当の最高責任者である局長さんは、この点をどのようになさつたでございましょうか。

○板垣政府委員 腕時計の密輸が多い原因は、現在のところまだどうして国内の生産が十分及ばないために、しかも輸入の方を非常にしぼつてゐるというために起つてゐるという事情でございまして、できる限りという方面を除くために、輸入を多少ふやすというのがわれわれの方針でございまして。しかしながら、本年度腕時計をどれくらい入れるか、どれくらいふやすかというところにつきましては、まだ全然研究をいたしておりません。

○神田委員 ちよつと加藤君に御相談いたしますが、輸出保険法のことをやつてゐるのですから、輸入の外貨割当の方は適當の機会を作りますから……。

○加藤(清)委員 その通り。だからいま二点と言つたのだから、いま二点で終わります。

今の問題ですが、国内産業が過剰設備だとか生産過剰だとかいわれておりますが、事ウオッチに關しましては、国内産業は非常に温室育ちになつてい

るようでございます。そこで、やがてよいものを輸入していくということ、需給のバランスの調整のみならず、内地生産をよりよく向上させ、刺激するという意味においても必要だと思ひますので、これは早急にやっていたきたい。つい先週も産経にやみ輸入のことがでかた出ておったわけですが、まず一月に一度くらい時計のやみ輸入が新聞に出ないことはございせん。それから小売の方は、毎月々々税務関係の方々のために、各地区でやみ輸入やみ輸入といつて内地生産のものまでも引き上げられていっている、こういう状況でございまして、内地の経済を混乱させる基を作つておるようでございますから、経済を安定化する意味においても、この際は、せつかくふんだんになつた外貨はサンキストなんかにあまりよい使われないで、こういうところに使われた方がよいではないか、こう思うわけでござい

ます。最後に、それではこれで終ります。が、去年来再三本委員会でも審議になり、お約束を相願つてゐる問題であります。それはトルコとの貿易、半期間六百万ドルの取引ですが、これが全然行われていないのは施策に考えなければならぬ点があつたからだ、こういうことと進んできまして、一年経過した今日これを改正する、こういうこととでございました。しかし新聞発表によりますと、改正はしたけれども、過去の六社の独占をそのまま許して、商権を許して、新しく加入する者にはその商権の譲渡を認める、新しくトルコ貿易をやるうとするものは、過去の空文的な実績、ワン・ダラーも輸出をしな

かつたとの実績を買わなければいけないというように、新聞及び通産公報四月三日号には発表されております。通産公報四月三日号には、対トルコ貿易実施要領一部改正、二月以降輸入実績証明の譲渡を認む、こういうことと出ているようでございますが、私は今までも、こういう商権が認められたという例をあまり知らないでございまして、けれども、これはどこかで発表の間違ひがあつたのではございせんか。こうなりましたと、大臣の答弁とはだいぶ違つたスタイルになつてきたようでございますが、この点一つ伺いたい。

○板垣政府委員 トルコとの関係につきましては、本年初めトルコにおきまして通商交渉をやりました、従来の日本側の商社限定方策というものを改訂する約束をいたしました。その後いかにトルコ貿易を阻害せずに新しい制度に移行するかということにつきまして、いろいろと方法を考へておつたのでございまして、ただいま御指摘になりました通り、多少不満ではございまして、やはり過渡的な措置といたしまして、そういう制度をとるしか方法はないので、そういう意味におきまして今度の方針が決定された次第でございます。と申しますのは、今までやつておりました六社は、すでに輸入の面におきまして、非常に割高な棉花を買つておる次第でございまして、この際、御指摘のようにも自由に輸入なり輸出を新しい商社にさせるといふことになりまして、その関係が、非常に高いものを賣つて、一方非常に安い値段のものを賣つてという関係で、トルコとの貿易の關係がたちまち麻痺してしまふといふことがございまして、やむを得ず

その六社に商権を認めたわけではございせんが、六社がすでに入れた棉花その他の割高な物資の見返りといつたしまして、輸出をさせるという制度を暫定的にとつた次第でございまして、しかしながらわれわれといたしましては、あくまで六社の商権をそのまま維持するといふことでなくて、この六社の懸念は解散をさせまして、従来の商社限定方策から、新しく商社の協調態勢に移していくという考え方で進んだ次第でございまして、従つて、さしあたり当分の間は、輸出の方はやはり輸出権の譲渡をしてもらうという形ではなくてはなりませぬし、輸入の方も輸入の実務委託という形でやつて参りますが、この形ではしばらく進みまして、もし商社間の協調態勢がとれるということになりますれば、今後はその新しい商社も、自由な立場におきまして輸入をし、輸出をするということになつていこうと思ひます。しかしながら、今後ともトルコとの貿易をやつていきますためには、どうしても輸出と輸入とは結びつけなければならぬ、輸出と輸入が離れては、輸入は高く輸出は安いといふことになりまして、トルコ貿易がストップしてしまふことは明瞭でございまして、そういう事態に移る過渡的な措置といたしまして、そういう制度を考へたのであります。

○加藤(清)委員 これは重大問題です。なぜならば、大臣の答弁と食い違つておる。食い違つておる理由を皆さんにわかっていたために詳細申し上げますが、よく聞いていただきたるのではないですか、このことだけはまじめに聞くだけ聞いてみて下さ

い。たとえはこういうことなんです。このトルコとの貿易はどうして六社に限定させられたか、すでにその限定したといふところにあやまちがある、これは御承知の通り公取の違反にも関係はつたか、がまあ政府がおやりになつたことだからそれは認めましょ。しかし一年間やつた後において実績が上らなかつたらどうするかといふことは、去年の選挙が終つた三月に質問しておるわけです。ところがどうかというのと、買ふには買つたけれども、ワン・ダラーも輸出ができてないので、どうしてできないかは、これは施策の誤りがあるのだが、そこをきょうつづの目的ではないから、そこは差し控えます。トルコ国のカヴァメント・オフィスもちゃんとそれを認めて発表しておる。そこでこれは改正すべきであるといふので改正を迫つたところが、半年延ばされ、一年延ばされた、一年有余、今まで延びてきたわけです。それでつい先般通商局長が今の局長と同じようなことを言われた。ふやすにはふやす、六社に限定したためにトルコ政府と間が合はぬで買つてくれないのだ、だから買つてくれる相手をふやさなければならぬ、何も日本商品がいやだから買わないのじゃないのだ、インポーターやエージェンツと政府とのつながりにおいて間違ひがあるからといふことで、ほんとうに向うが喜んで買つてくれる商社をふやす、というところをはつきり言われた。大臣も言われた。ところがその際に次長のおっしゃつたことには、今まで輸入をして欠損をしている分があるから、これを補てんするといふことを引き受け

る商社があるならば、いつでも許します、という答弁をなさつた。そこで私は、それは近ごろおかしな話を聞くものだ、自分が好きこのんで六社協定をやつて金比羅会談までやつて、ほかのものは許さない、おれらだけでやるのだといつて、自分が好んで入つてその輸入して損しておきながら、今度この欠損の補てんを認めてくれなければ、ほかのものは仲間に入れないのだ。冗談も休み休み言いなさいといつて大臣に尋ねたところ、それはおれは知らなかつた、ちよつと近ごろ聞かぬ話だ、善処する、という答弁があつた。ところが今承つてみると、やはり同じことを言つていらつしやる、欠損があつたからだ、こういうことなんです。しからば私は承わらなければならぬ。輸入して欠損があつたといふならば、輸入された品物は一体何と何であつたかといふことを聞きたい。私から答えてみましようか、これはアヘンなんだ、葉タバコなんです、これは全部専売品なんです、専売局で売つて欠損があつたといふためしは聞いたことはない、一体どこに欠損があつたと言ひたい。短繊維を買つたとおっしゃる、短繊維はほんの一部分です、買つた紡績も私は知つておる、どこへ納まつたかも知つておる、幾ら欠損があつたと言ひたい。これを商権確保の基礎にして、そうしてこれを補てんしなければいけないというならば、しからばここにデータとして、トルコからいつのいつかどれだけの短繊維を買つたから、しかもそれをどの紡績に幾らで売つたからこれだけの欠損が生じたといふものを、紡績の買手側の契約書も出してこへ提出願ひたい。それでな

はまじめに聞くだけ聞いてみて下さ

はまじめに聞くだけ聞いてみて下さ

はまじめに聞くだけ聞いてみて下さ

はまじめに聞くだけ聞いてみて下さ

はまじめに聞くだけ聞いてみて下さ

はまじめに聞くだけ聞いてみて下さ

はまじめに聞くだけ聞いてみて下さ

はまじめに聞くだけ聞いてみて下さ

はまじめに聞くだけ聞いてみて下さ

はまじめに聞くだけ聞いてみて下さ

ここに生じたわけであるが、その商権は、政府は売買譲渡したのですか。それをお聞きしたい。

○板垣政府委員 トルコとの貿易におきまして輸出と輸入をどうしても結びつけなければならぬということになりますけれども、これはどうしたって輸出の調整から輸出権制度をとらざるを得なくなる次第でございます。そういういたしますと、ただいま御指摘がございました。

たけれども、輸入がなければ輸出がで
きないのであります。従つて今單純に
ワクを広げると申されますけれども、
広げて新しく入つた商社というものが
いかなる形で輸出をするかというやは
り何か輸出権というものがなければな
らない。その商社がもしものを入れま
して、それに見合ひのものを出すとい
うことならよろしうございますけれ
ども、ただ単に拡大するということは
實は不可能な状況になつておる次第で
ございます。政府といたしまして、
その六社の商権を売つた買ったといひ
ますけれども、これは一つの行政措置
といたしまして世界的な日本商社の過

剩競争にかんがみまして、できれば市場協定なりあるいは市場的な商社の活動の規制というようなことが必要であると考えた次第でございます。それを第一にトルコのような小じんまりとしたところに適用しようとした。これがまた相手方の反対もありまして、漸次まともとへ戻るといふことになった次第であります。それは別に政府といたしまして商権を特定のものに与えるとか与えないとかいうことでなくて、もっと大きな、過剩競争を防止しつつ特定の市場を確保しようという一つの行政方針の現われであつたわけで

日言足下下下言

か、莊子の言葉があるのであります。が、これは一日々々のそらばんでは損をするのでありまして、全体として歳計において余りがあるような政策をしなれば、とても日本は伸びない。私の申すことはそのくらいにいたしまして、これはぜひ来年あたりにおいては——参議院修正の百分の六十でわれわれが満足をして、政府側から積極的に、この法律におけるほかの保険と同じように、少くとも百分の八十くらいは上げていただきたい。上げてみても、決して予算に響くものではないと思ひます。現在輸出保険特別会計におけるいろいろな収支じりを見ましても、相当の、何十億かの繰越金が常にある。いわゆる責任準備金が多まり過ぎて、いかなる格好でもありまして、ここで填補率を上げてみましても、さして予算に影響を及ぼすものではないと思ひます。来年度において、政府側の方でこれを積極的に引き上げになるおつもりがあるのかどうかをお答え願ひたいと思ひます。

○板垣政府委員 投資の重要性については、御指摘の通り私も考えております。ただいろいろと財政などの都合もありまして、今回の新制度の発足に当りましては、御指摘の通り、どちらかというとやや臆病な出発の仕方をしたというところは事実でございます。しかしながら、今後この投資新制度の実施状況を見まして、できるならば填補率の引き上げという点も考慮をしたいと思つておりますが、ただいまのところ、これができるかできないかというところを申し上げるところまでは至っておりません。

○内田委員 本国会においては私は六十で満足いたしますが、来国会においてあなた方がこれを引き上げないならば、そのときこそ私は勇敢に七十か八十の修正案を出して、全委員の賛成を得て、衆議院も参議院も通すつもりであるということを宣言すると申ししますか、予告を申し上げ政府の十分の御理解、御戒心を得たいと思ふのであります。

質問を簡単にいたしますために、その次に移りますが、第二番目に、この保険はいわゆる元本保険といひますか、投資をした元本が特殊の危険つまり戦争とか革命とかいうようなことに関連をして、あるいはまた投資先の政府などの収用とか没収によつてその元本がなくなつた場合だけの危険を担保するだけの仕組みになっておりまして、他の輸出保険、プラント輸出などの場合のように、元本あるいは収益の送金不能の危険を担保したいとおらないのであります。どういふわけで、せっかく投資保険を作りながら、その投資の回収不能あるいは利益の送金不能の場合を担保の範囲に入れないのか、その趣旨を承わりたいと思ひます。

○板垣政府委員 その点は先ほどの填補率の問題と同じように、これは全く新しい制度であり、政府といたしましては、当初やはり慎重な出発の仕方をするという一つの流れでございます。そして、為替制限等の事由による送金問題をとり上げなかつたのは、やはり為替制限というよりなことは、日本の投資相手国である後進地域においては、非常にひんぱんに起りやすいというふうな関係からいたしまして、この事由をたゞいま認めますことは、財政上不測の損害を招くおそれがあるというところで、当初は着実に出発しようということと、今回はこれを見合せて次第でございます。

○内田委員 おっしゃることは非常にタイムリであるといひます。私が冒頭に申し上げたように、政府を構成されておる各大臣や岸幹事長の演説会でおっしゃること、あなたのおっしゃることは全く違ひるのであります。政府の役人である以上は政府に忠実に、もっと積極的に方針を打ち出さなければいけません。われわれ代議士も応援して、決して心配は要らないのでありますから、せっかく制度を作りまして以上は、この制度が動くようにぜひ今後考え直していただきたいのであります。またこの元本の送金関係については、投資先においてはかような危険が起りやすいと申されますが、現に輸出代金保険などにおいては、プラント輸出に対する年賦払いにおいて、送金不能を担保の目的に入れておるのであります。プラント輸出というものは、二年や三年で代金を回収できるものではなしに、数年の長きにわたつて回収するものでありますから、さうな場合には、その送金の危険を担保しながら、同じような元本や収益の送金支障については、これを保険の目的に入れないといふことは、どうも考え方が一致しないのであります。創設早々だから何もかも手足をもぎとつて、たゞ一項目だけを設けたといふことでは、どうも趣旨が一貫しないと思ひます。どうか一つ、この次は勇敢に考え直していただきたいと思ひます。

と云ふようなことを申されましたから、ちょっと関連をして一点お聞きいたしたいのであります。本年度の特別会計の予算総則に、この輸出保険法の各種保険の保険金額の支払いの限度というものが示されております。たとえば普通輸出保険については、支払いは普通輸出保険の限度は五百九十億円まで、それから輸出代金保険については四百四十億円まで、かように定められておりますが、今回新設の海外投資保険については、わずかに三十億といふことになっておるのであります。

私はここでこの三十億はどういう根拠から出たかといふようなことを伺ひますと長くなりますからやめますが、要するに一般のプラント輸出その他の保険項目について数百億の金額が示されておるのに、海外投資保険についてはわずかに三十億といふことで、これも内輸に出発したといふことであります。保険の範囲が非常に狭いから三十億で足りるということでありまして、万が一この保険の事故の発生等が多かつた場合には、この予算総則における海外投資保険の保険金額支払いの総額の限度三十億といふものは、同じ輸出保険の他の項目における、たとえば輸出代金保険の四百四十億といふものを彼此流通して支払うことができないことになっておるのであるか、その場合には保険事故が発生しても、予算総則における作文上の拘束があるから——作文上というのとは、保険会計そのものの収支においては、さつきも申しますように、前年度繰越金あるいは本年度においても剰余金が何十億かたぐわえられておりますから、保険会計の収支に弊くことはないと思ひます。

が、予算総則で要りもしない制約があることは妨げだと思ひますが、この場合には、作文上の金額の相互流通といふことはできることになっておるので、できないことになっておるのであるのか。

○板垣政府委員 ただいま御指摘になりました三十億は、予算上の引き受け限度でございます。これの計算の根拠といたしましては、従来、過去五カ年間の投資の総額が二十八億でございますので、多少余裕を見て三十億で十分ではないか、かように考えておるのであります。しかしして今まで五カ年間で二十八億、従つて今後一年間に三十億以上にならないだろうという推定のもとになっておる次第でございます。さしあたりこの一年間はそれで十分ではないかと考えております。

なお次にただいまの彼此流通の点は、法律上はできないことになっております。法律上、必要が起りました場合には補正予算を組む必要が起つてくるのであります。

○内田委員 与党委員でありますから、質問を簡単にしつて終了しますが、その次に保険料は元本百円につき一円五十銭といふようなことであります。何に何つておられます。これは法律にはないので、政令が省令かおきめになることではないかと思ひますが、その通りであるかどうか。これはやつてみて、保険でカバーする範囲が非常に狭いのでありますから、百円に対して一円五十銭といふことは若干高過ぎると思ひます。これはあなたの方の内部的計算で、法律じゃありませんから、いつでもお改めになれる。百円について一円二十銭とか一円にするといふことは

おやりになるつもりであるか。この点
業界一般の理解を得しむる意味におい
て、私は代表して伺っておきます。

○板垣政府委員　保険料率は政令で定むることになっておりますが、ただいまのところ、私どもで内定をいたしております金額は、御指摘の通り一円五十銭というふうになっております。業界あたりから多少高いんじゃないかという意見も出ておるのでありますが、私どももいたしましては、アメリカのMSA法における民間保証——これは投資保険的な唯一のものでありますが、そういうものの料率とも比較勘案いたしまして、一円五十銭くらいが妥当じゃないかというところで考えた次第でございます。ただいま御指摘の通り、実施いたしまして高いということになりますれば、なお再検討はいたしたいと思います。

○内田委員 この保険会計においては、三十年度の剰余金が三十数億あります。それから三十一年度の予算におきましても、翌年度に繰り越しになるものが四十数億載っております。これはおそらく支払い責任準備金という趣旨でありましょうが、これは窮屈ではなしに、必ず余裕があるのであります。海外投資保険ということとは、運用によつては非常に妙味があるし、場合によつては國の輸出奨励策にもなり、また海外發展策の助成にもなるわけがあります。うっかりこの輸出に補助金などを出しますと、これはガツトの精神に反するとか、あるいはその他いろいろ問題を起しますけれども、保険の運用によりまして輸出を伸ばす、あるいは日本の國策を達成することとは、外國にも刺激を与えないでやれる

妙味のあるところでありますから、ぜひこの予算の剰余金ともにもり合せまして、保険料率等を政令で定める際には、なお一円五十銭ということにとられねいで一つ十分考えていただきたい。

私の質問はこれで終わりますが、最後に、いつかの機会にぜひ伺いたいと思つていたことを申し上げておきます。それは、この海外投資に関しまして、国会には関係なしに、政府部内であるいろいろ施策を研究されておるようであります。たとえば先般アメリカの国際開発諮問委員会の議長のエリック・ジョンストンという人が来まして、この人が石橋通商産業大臣や高橋企画庁長官とも会つております。そうして何か東南アジア開発公社設立案というふうなものの打ち合せをしたりしておる。もちろんこのエリック・ジョンストンは、アメリカに帰つたらアメリカの政府の要人ではないのかもしれませんが、アメリカの国会では賛成を得られなかったというふうなことも伝えられておるので、本物かどうかわかりませんが、とにかくアメリカの国会では、日本の政府と一緒にやる、こういう作案に対して国会が関心を持つておる。しかるに日本の国会議員はだれも知らぬ。これを国会で取り上げるとすればこの委員会でありましょうから、高橋さんや石橋通商産業大臣が関係せられると思われ、この東南アジア開発公社の構想等に関しまして、いつかの機会に一つ御構想を承わたり、またわれわれに議論をさせていただきたい。これは輸出保険などの問題とも、海外投資保険などの問題とも密接に関連を持つておる問題でありますから、委員

長にもお願いいたすのでありますが、この委員会の機能を高める意味におきましても、国会議員が職責を尽す意味におきましても、政府だけでこつそりやって、新聞記者だけが知っているというところがないいろいろなお話し願いたい。さらにまた、これは逆のケースでございますが、MSA法の四百二十二条で今までの余剰農産物の問題は別に、MSA援助の方式としてアメリカから農産物を入れて、その金を円でとめておいて、その円でいろいろな装置や機械をアメリカ勘定で東亜アジア等に投資をする、それに日本も一緒に乗っかっていくというような案も、先般政府部内では外国人と打ち合わされたようでありますが、ぜひ一つ日本人とも打ち合せていただきたい。ことにわれわれ与党の代議士とも十分打ち合せをいただかないと――私はふだん黙っておりますし、社会党の方々がたくさん質問されるものですから控えておりますが、これでは国会議員の職責が勤まりませんので、なるべく社会党の質問を短かくしていただいて、その間にぜひわれわれの意見をはさるようになしていただきたいと思います。

私は与党議員でありますから、これで終ります。

○神田委員長 次は佐竹新市君。

○佐竹(新)委員 私は、きょうこういり重要な法案の審議を終了するのであるなれば、通商産業大臣が出席しておつていただきたいと思つたのであります。が、出席されておりません。事務当局に質問いたしましたも責任ある答弁を得られませんが、幸い川野政務次官がおられますから、川野政務次官から簡単に御答弁を願います。

御承知のように、海外投資の問題はもうおそきに失する感がある。率直に申し上げますなれば、今日までの政府も——占領中は別であります。曲りなりにも独立をいたしました今日におきましては、われわれが将来最も注目しなければならぬのは、中南米もあありますけれども、東南アジアでございます。この東南アジアに対してのわが国はいわゆる工業進出というものは一つもなされてありません。一つも手が打たれていない。私も二、三年前東南アジア全体を回ってみましたが、イン

ドネシアにおきましても、ビルマにおきましても、日本の技術者を迎えるという声もありますし、小さい資本なら持つてきていただいて、そうして資本と技術と提携してやりたいというようなことも聞いて帰ったのであります。政府に対しても、当時の政府は吉田政府でありましたが、われわれが帰って報告もいたしましたけれども、何らの手が打たれない。もう今日おそきに失する感がある。なぜかと申しますなれ

ば、御承知のように、シンガポールあるいは香港あたりは西欧の中継ぎ港といつてもいい港でありますが、今日すでに西ドイツの技術を入れまして、華僑資本とつないで相当の工場ができたといつておきます。こういうようになりますと、わが国の工業進出というのは果してできるのかということを言わざるを得ないのであります。そこでわれわれが考えねばならない点は、ソ連、中共、東南アジアは陸續きでございまして、しかも東南アジアに散在いたしました華僑勢力というものは、今日ほとんど中共勢力に包含されているといつてもあえて過言ではありませ

ん。この準備資本は中共資本につながつております。そういうしますと、これは外交問題とかね合ひまして、わが國の進出がますますむずかしくなつてくる可能性があるのではないかと思ふうが、政府は一体外國に對しまして今後どのような手を打つてわが國の工業進出をなされようとするのであるか、いわゆる海外投資をなされていこうとするのであるか。こういうことに對して具體的にどういふお考えを持っておられるかというのを一応御質問申し上げたいと思ふのであります。

○川野政府委員 東南アジアに對しまする技術の交流等は、すでにある程度今日実行いたしておる次第であります。なお、ビルマ並びにフィリピン等の賠償問題等が解決するならば、さらにこういふ面に向つて工業的に進出が促進されるであらう、こういうふうに考へておる次第であります。御説も考へてもございまして、さらに今後そういう面に努力をいたしたいと思へる次第であります。

○佐竹(新)委員 私は、政務次官に深く質問をいたしましたも、時間が長くなるばかりでありますから、もう一度簡単に申し上げますが、もちろんビルマ、フィリピンあるいはインドネシアの賠償などの問題は將來あるのでございします。しかしながら、これらを通じて、具體的に申し上げますならば、インドネシアにおきましてもビルマにおきましても、われわれが要路の人に會つた範圍内においては、いわゆる親日感というものが必ずしも深まっております。この点は非常に重要な問題であります。それは多少の手は打つておられるでしょう。全然手が打つてな

いことではないと私は申し上げるが、幾らこちらから働きかけていきましたも、いまだ少し——われわれが考えまするのに、たとえて言うならば外交官の問題であり、たゞ然としてわが国の外交は官僚外交であつて、ビルマにおきましても、あるいはインドネシアにおきましても、インドにおきましても、われわれが会った外交官は、早く言つたならば、いわゆるアメリカの文書の下請外交官程度のものでありまして、何ら自主性を持っていない。そしてまた一面におきまして、工業進出をいたしますのに必要な具体的な工業技術の問題であるとか、あるいは経済的な問題であるとか、そういう総合された一貫されたわが国の海外進出をいたしますために向うで相当の手を打つには、人的にも不足でございまして、依然として戦争前の帝國陸軍、帝國海軍の上に乗つたところの外交官のあり方が今日のあり方でありまして、こういうことでやつたならば、だんだん他の國に押されてくる。中共が東南アジアの華僑勢力を通じて、わが國の進出する場所がほとんどなくなつてくるような状態になると私は思ふ。何といたしましてわが國は、この最も近い東南アジアなり中央方面に接近感を持つていかなければならぬし、経済的提携が必要であります。ところが、それが何と云つても後手々々でありまして、こういうことであったならばどうしてもわが國は四面楚歌の状態に追い込まれる、こういう感じがしてならないのです。従つてわれわれ社会党が絶えず主張しておりますように、中共との問題、あるいはソ連との

問題、こういう一貫した外交問題が片づき、そして東南アジアに非常な親日感を持たせてくれるという方向へ國策が一貫していかねばならないと私は思ふのであります。台湾のバナナ、朝鮮のノリを相手にしておつたのではだめです。やつぱりそういう方向に向つて進んでいかねばいけない。それにはやはりこういう貿易方面に對しまして、あるいは海外に對する投資の關係におきまして、通商省なり、經濟企画庁なりが、もう少し外務省あたりの出先に對して、そういう經濟的な考え方に明るい、技術的な考え方に明るい——特に行き詰まつておるわが國の中小企業家の進出には、ちよつと絶好の場所なんです。そして技術を通じて、生産を通じて、親日感を持つてこそせるようにするということでありまして、たとえばインドネシアに行きましたら、小さいメリヤス工場がありました、そこにもわが國の技術者が行きました。それが工場長で、人を使つておりました。その工場に入つてみると、非常に親日感が強い。こういうようになつていきますれば、やはり日本の品物も買おうという考え方をもちます。そういう点に對しまして、ただ國內の問題だけであつて、海外のことは波に押されたやうな形になつてゐることは、非常に不愉快なものであることとあります。でありますから、私は通産大臣に對しまして深くこの点に關して質問しようと思つておつたのであります。が、出席されませんから、今後政府は一段と考え方を転換されまして、海外投資に具体的な手を打たれまして、ちよつと東南アジアはいいのでありますから、わが國の工業技術が進出でき

るようになつて置かれんことを要望いたしまして、私の質問を終ります。
○神田委員長 これにて本案に關する質疑は終局いたしました。
引き続き本案を討論に付します。討論の通告がありますので、これを許します。松平忠久君。
○松平委員 たいだいま議題となりまして輸出保險法の一部を改正する法律案について、若干の希望意見を付して、日本社会党を代表いたしまして賛成の意向を表明せんとするものであります。ただいま同僚議員からも、質疑の點においていろいろの意見、ことに希望が述べられたのであります。わが國における自立經濟の達成といふことは、アメリカへの依存度をなるべく早く低下させて、そしてアメリカ以外の國との間の貿易を増していくことにあるのであります。しかもその方向は、東南アジアにある。しかるに最近の東南アジアにおける状況は、ソ連を中心としたしまして、いわゆる經濟的な條件といふものを全然考慮に入れなない一つの海外投資といふものが相当大幅に行われんとしております。これに對してアメリカ自体も、この對抗の意味を持つて、かなりの積極政策を東南アジアにはとらなければならぬやうな状況に置かれておるのであります。従つて日本がその間隙を縫つて海外に進出していくといふことに關しましては、相當の保護政策をとつていかなければならぬことは、これは申すまでもありません。従つてこれらの間隙を縫うために、われわれはあらゆる手段を尽して海外投資がスムーズにいふやうにしなければならぬのであります。しかるに

東南アジアにおきましては、いろいろな政情の不安等もありまして、また經濟がとにかく浅いために、いろいろな國內關係に基づく經濟的な不安といふものがあると思ふのであります。先ほど内田議員が申されましたが、為替の変動であるとか、あるいは突然の何らかの事情によるところの物価の値上りとが値下りとかいふやうなことは、ほかの地域よりも多くの地域には散見せられるところであらうと思ふのであります。従つて今回政府が提出されたこの法律案といふものは、實際はおそきに失する措置であります。しかし、まことにけつこうであると思ふのであります。しかしながら、その補てん率を五〇%を六〇%にするといふやうなことを國會にまかしたやうな結果になつておる。しかもその予算の關係におきまして、國會においてどこかに予算があるかといふのもつて見つけ出さうなことでもつて補てん率を上げるということになつておるのであります。これは政府はあまりに消極的であり、むしろ意圖に過ぎたのではないかと、かういふふうには私は感じておるのであります。従つて本案に對しましては、私たちは次の点について十分なる政府の考慮を促したいと思ふのであります。

第一点といたしましては、保險の補てん率であります。これは今回の修正によりまして六〇%に決定したのであります。しかし業界その他におきましては相當程度の向上を希望しておる。今や日本の賠償問題その他の關係も解決される段階にきておりますし、また解決しなければならぬ時期であります。従つて、これらと歩調を合せまして、どうしてもこれは相當程度引き上げていかなければならぬ。従つて来年度からはどうしてもこれを引き上げていくということに政府自体が、ことに通産省において努力をしていただきたいと思ふのが第一点であります。
第二点といたしまして、法案の予想しておる戦争とか内乱とかいふやうな特別な原因以外に、經濟的ないろいろな危険率といふものがあるものであります。この經濟的な危険率といふものもやはりこの原因の一つに加えていかなければならない。すなわち為替の変動であるとか、あるいは突然の物価の値下りといふこととからくるいろいろな損害、それらのものもこれにぜひ含まれていなければならぬ。かういふことをぜひ次回においては考慮していただきたいと思ふのであります。
第三点としては料率の低下であります。ただいまお聞きしますと、MSAのことを考慮に入れて現在の料率を決定したといふこととありますが、料率は安いはいいのであります。ことに日本の今後のあの地域における進出といふことから考えるならば、どうしてもあらゆる点で一つの助成政策といひますが、保護政策といふか、そういうことを強力に実施していかなければならぬと思ふのであります。従つて第三点としては、この料率の低下ということとをぜひ次回においては考慮していただきたい。
以上、三点希望を申し上げまして、私は本案に賛成の意を表明するものであります。
○神田委員長 これにて討論は終局い

たしました。

輸出保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○神田委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時三十分開議

○神田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

電源開発促進法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑に入りまます。質疑の通告がありますので順次これを許します。小平久雄君。

○小平(久)委員 ただいま議題になりました電源開発促進法の一部を改正する法律案でありますが一見してこれはきわめて当然なことであり、法案自体もまたきわめて簡単なるように見えますが、よく考えてみるとなかなか複雑な問題であるように思われます。そこで私は簡単に二、三の点について承ります。

第一に、今回の改正案の内容は三、四点あるようですが、一番大きな問題はいわゆる下流増の調整をやる、こういうことであると思っております。

そこでちょうどいい参考書類等を見ますと、たとえば旧日発法にもそういう点についての規定があったようでありまして、またアメリカにも同様の趣旨の立法があるようでありまして、そこで今度の改正案を一読しまして感じますことは、原則として利益の調整をするということ自体はわれわれは当然であるという気がしますが、どういう方法でやるかということになる、なかなかこれは実際問題として相当複雑な問題をやらねばならないと思っております。

本改正案によりまして、もっぱら関係者の協議によってきめると、さういふところに、うまく当局があつたり逃げたといえは逃げた、自主性を重んじたといえは重んじた、こういう建前になつておるようでありまして、大体外国などにおいては、こういう点は第一に規定しておるのかという点が第一点。つまり実際問題としての調整のやり方をどういうふうにしておるかという点。

それから、旧日発時代にも同様の規定があつたようでありまして、そのときには、このようにだいたいの参考資料を見ても、裁定の方法があつたようでありまして、というのは、当時やはり裁定する必要があるという認識のもとに、そういう法制上の仕組みになつておつたのだと思ふ。実際の例として関係者の協議がととのわないう裁定に持ち込んだという例もあつたのかどうか。つまり、旧日発時代における調整問題といふものの実情といふものは、どんなふうであつたのか、その点をまず御説明願ひたいと思ひます。

○川上政府委員 外国におきまして、具体的の下流増を返す場合にどういふ

基準でやつておるかということにつきましては、これはアメリカにおきましては、いろいろな方法でやつておりましたが、やはり下流の方で大体どれくらい利益がある、言いかえれば河川の発電がどれくらいあるかということとを算定しまして、それから上の方の上流におきまして費用が大体どれくらいかかつたかということとを算定いたしまして、その差額を、下流の方の利益に充てて上流の方の建設費を負担して、というふうな状況になつておるようでありまして、私の方といたしましては一応基準といたしましては、試案を持っておるわけでございますけれども、その試案についてどこで発表することがいいかどうかという点につきましては、いろいろ疑問もあつたので、一応試案として持つておるわけです。しかしながらいろいろの発電所によりまして千差万別でありまして、ある発電所に対しては、どういふふうなやり方をとるかという点につきましては、一応その基準に基いてそれぞれやつておらうといふふうに考えていたわけでございます。

私どもの方といたしましては、かりに裁定をするということになりますれば、もちろんそういう基準がなければできませんので、先ほども申し上げましたように一応の基準案というものは実は持つておるわけでございまして、裁定につきましては、最初私もいいたしましては、やはりこの裁定の規定を置いておきまして、それから裁定する場合におきましては、何か諮問の機関を置いて、その上で裁定をするというところが一番いい方法ではないか、また

民主的ではないかというふうに考えていたわけですが、実はそういう裁定まで持ち込まなくても、行政指導によりまして何とか話し合ひはつくのじゃないかというふうに考えておるわけでございまして、旧日発法におきましては、裁定とかそういうような文句は全然入つておりません。ただ下流増を返すべしということになつておりました。

が、当時におきましては、どういふ問題があつたかという点になつたかという点につきましては、そういう具体的な例がほとんどなかったというふうに聞いております。ただ、最近のいろいろな開発の状況によりまして、方々にそういう具体的な問題が出て参りますので、やはりどういふ規定を置くかという点については、いろいろの発電所によりまして千差万別でありまして、ある発電所に対しては、どういふふうなやり方をとるかという点につきましては、一応その基準に基いてそれぞれやつておらうといふふうに考えていたわけでございます。

○小平(久)委員 今の御答弁のうち、旧日発時代にはそういうことはなかったというの、裁定までいった事実がなかったということですね。これで見ますと、裁定に関する規定はあつたようですね。

○川上政府委員 そうです。

○小平(久)委員 それから裁定の制度を設けなかったという趣旨は、もっぱら行政指導で何とか話がつくだろうという趣旨のようですが、ただ実際問題とすると、業者間の利害というものが非常に複雑なものであつて、容易にしか短期間に話し合ひがつくかどうかという点については、私は非常に疑問だと思ふ。下流増の負担をさせるということ自体は、すでにいろいろの問題がある。いわゆる公平の概念からすれば当然だとあつさり言えばそれまでですが、し

かしなかなかならあつさりばかり割り切れない点もある。これにはむしろ反対だといふ空気のあつても御承知の通りなんです。従つて今度は内容的に立ち入つて、どういふから負担し合ふかということになる、そう簡単に片づかないのではないかと気がします。

そこでアメリカの連邦動力法ですが、その第十條の規定など見ますと、むしろ当局が積極的にいゝわば主導権を握つて割合をきめていくという内容になつておるようですね。どうも今度の案を見ますと、何か下流増の利益を受けたいもの、何か下流増の利益を受けたいもの、あとはお前らで相談しろ、どういふたうなことで、自主性が無いというか、どうもそういう立場の規定になつておるようない感じがします。逆に言えば業者の自主性を重んじたということになるかも知れぬが、そういう点で何か歯の抜けような感じがするのですが、これで十分本法の目的を達するだけの確信があるのかどうか。特に今の局長の話を聞いておると、何か試案を持っておるが、出さぬ方がいいということですが、業者にきかせるなら、あえて試案も要らぬのじゃないかという気がいたします。ほんとにそういう点で、本法の目的を達する確信のほどを、もう一度お示しを願ひたいと思ひます。

○川上政府委員 役所の方で裁定するということにつきましては、いろいろその意見もありましたので、私の方としては、業者の間に話し合ひをしてもらつて、それで適当なところで話をつけてもらふということにしてあるわけです。従来からもちろむ問題につきましては、

たとえば多目的ダムの場合におきましては、いろいろやはり問題があったわけでございます。そのつどやはり話し合いをいたしまして、そうして話がついておる例もあるわけなんです。最近のごとき方々でダムができませんと、問題が起きて参りますので、私の方として、なるべく行政指導によりまして、自主的に話し合いがつくように持っていきたいと考えておるわけでございます。それでどうしてもそういう話し合いがつかぬという場合が起り得るかどうかという問題でありまして、起り得るといふことになれば、裁定というのを置いて相当強制的にやつた方がよくはないかということにもなるわけでありまして、一応今までの事情から考え、またわれわれとしましては極力あつせんするということにいたします。ならば、大体話し合いがつくのではないだろうかというふうに考えるわけでございます。その話し合いがつくというのは、結局額そのものについての話し合いの問題であります。そうして、あるいはその支払方法、そういう問題についての話し合いというわけでございます。やはりこの法律におきましては、下流増を返せといふことは、はっきりと定めてあります。そういう規定がないと、返していいのかわからないという問題になって、なかなか話し合いがつかぬということになります。その部分につきましては、この法律で縛っておるわけですから、あとはその額とあるいはその支払いの方法、そういう点についてお互いに話し合いをさせるということになるわけなんです。その点につきましては行政指導によりまして話し合いが

つくんじゃないかというふうに考えおります。たとえばほかの問題で例をとりますと佐久間が近いうちに発電を開始するわけなんです。佐久間の料金なりあるいはその配分なり、そういう問題につきましては電発とそれから電力会社との間にいろいろ話をしたから、結局これは役所の認可事項ということになっていきますので、この問題については役所が中へ入りまして、そして話をつけさしておるということになっております。この法律によりまして下流増を返せということになっておられます。あとの問題につきましては私は行政指導で何とか話をつけられるというふうに考えておるわけでございます。

○小平(久)委員 下流増を返せといふますその基礎だけをきめておくのだ、その他は河川の協議にまかせ、かつ行政指導でやるのだ、こういう趣旨のようですが、今までの実際の例等から見ても、かつ当局が強調される行政指導ということがあると効果的に行政行われるならば、あえて本法を作らぬでもきそな気もするのですが、その点はおきまして、大体最近の電源開発関係ですが、これは電力の再編成等も関係しまして、大体一つの水系というものは同じ電力事業者にやらせるといふような方向にいておると思ひます。そういうことになると一体こういう法律ができて今後は実際問題としてこの法律を適用しなければならぬというふうな場合は、ごくまれな場合になってくるんじゃないかという気がするのですが、それでもなおかつこういう法律が必要なのか、つまり何か普遍性に乏しいような気がするのです。従って

どうしてもこういう法律を作らなければならぬさしたたつての理由か、最も必要だと思われる理由か、この点にあるのか、そこを一つ御説明願ひたいと思ひます。

○川上政府委員 今先生がおっしゃいましたように、やはり一会社一水系という方針が最も私はいんじやないかというふうに考えますけれども、その上流におきまして膨大な費用を要するダムあるいは発電所というものにつきましては、果してその下流の会社の方で建設し得るかどうかが非常に疑問な点があるわけでございます。そのために、熊野、そうした方面につきましては電発がやるということに相なつたわけでございます。今後におきましては私は一会社一水系といふことはなかなかむづかしいんじゃないかというふうに考えるのでございまして、例外的な場合が多分に出てくると思ひます。これは電発だけではなく、果ては電力につきましても上の方で多目的のダムの大きなものを作りますと、結局下流を別な会社がやる、あるいは東京電力とかあるいは中部電力といふものと関係が出てくるわけなんです。そういう関係のダムなりあるいはその発電所というものが、現在においては相当ありますし、また建設を進めつつあるわけでございます。これは資料としてお配りしてあるかとも思ひますが、電源開発六カ年計画に基いて一応きまつておる地点だけでも三十カ所近くそういう関係のものがあるということになっておりますし、また今後さらに電源開発を進めていきますと、そういう事例がもっとふ

えてくるのではないかと、そういうふうに考えるわけでございます。そういう点から見ますと、やはりこういう法律を作りましてそういう関係の調整をしなければならぬのではないかと、いふに考えるわけでありまして、またもし行政指導でいけるんだつたら、何もこういう法律を作らなくてもいいんじゃないかというふうな話なんですけれども、この下流増を受ける方が、その上流のものにつきまして負担するといふことをやはり法律で一応縛っておきませんと、いろいろ問題があらまして、返すとか返さぬとかいふような根本の問題でなかなか話がつかないというふうな問題もあつたので、私の方としてしましては、やはりこういう法律を作っておいた方がよくはないかというふうに考えるわけでございます。

○小平(久)委員 次に下流増の問題ですが、本法案によりまして、大体増加利益の調整といふものは、電気事業者間でやる、こういう趣旨のようですが、われわれが聞いておるところでは、また必要を感じておるのは、むしろもう少し広い範囲で、ダム等を作つた場合における受益者全般の間における利益の調整といふことの方がより必要に迫られておるんじゃないかという気がするのです。それなのに本法案ではただ電気事業者間の利益の調整といふことになっておるようですが、そこでもう少し広い範囲で規定することができなかつたか。というのは、今言う通り同じ立法化するならば、全般的な受益者の調整といふことができなかったものかという気がするのです。現在多目的ダムなどを作つても、大体政令が省令か何かその基準があつて、それの分組を一応はきめておるようですが、果ては発電などの場合、要するに折衝の相手方といふものは中央の官庁なんです。それであるからこれは何としても地方のお役人は中央へ出て来て、各省相手に相撲をとつたんじゃない。うもこれはなかなかないことない。さらにまたひとりそればかりでなく、いわゆる補償の問題等も、これは受益者というより被害者の方かもしれないが、むしろ補償の問題、そういう面をほんとうに立法化していくといふことの方が、電源開発にむしろより積極的でありまして、そういう一た総合的な立法にしかつた理由といふものは、一体どういふところにあるのか、その点を伺つておきたい。この点は大臣からもう少し根本的に――電源開発に伴う補償の問題についての法案等がむしろ必要だと思ひ、さらにまた受益者全般の調整に対する法案が必要だと思ひますが、これは大臣から簡単にしゅうございましてから御所見を承わつておきたいと思ひます。

○石橋國務大臣 それは問題になりまして研究をしたのです。けれどもなかなか問題が複雑で急にはまとまりませんので、とりあえず下流増の問題だけを今度取り上げた、こういうわけでありまして。次の国会等においてさらにその研究の結果によつて提案をいたしたいと考えております。

○内田委員 ただいまの小平君の御質問に関連して、私はこの法律案の解釈といふか適用上の問題をちょっとお伺ひたいのですが、今の下流増加利益の負担の問題について、この法律

案によると、電気事業者と電源開発株式会社とということになっておりますが、自家発電なんかの場合について、上流で電気事業者または電源開発会社がダム等の大きな施設をする。それが自家発電に著しい利益を与えるような場合には、自家発電から下流増利の負担というようになことを考えてもいいようにわれわれには一応思われるのですが、これを除かれるようにしか法律は読めないと思えますけれども、どう解釈したらよろしいのでありますか。

○川上政府委員 この法律によりましては、自家発電を含んでおりません。従いまして自家発電に對しましては法律上の強制はしないということに相なるわけでありまして、しかしながらその趣旨につきましては、自家発電というのは電源開発についての責任を負担してない。豊富低廉なる電力を開発しなければならぬという義務を負担してない、これが現行法の趣旨でございます。従いまして現在の公益事業令とかあるいはその他のいろいろな法令によりまして、電気事業者に対する規制というものは違つておるわけでありまして、自家発電につきましては、単なる保安的な問題であるとか、そういう面からの取締りがあるだけでありまして、それ以外に電気の供給等につきましての電気事業者と同様な措置は何ら講ぜられておりません。従いまして、そういう自家発電に對しまして、法的に上の方のダムに對しまして協力をしろということは無理ではないかというふうに考えましたので、法的には私どもの方としましては、自家発電は除いたわけでございます。しかし実際問題としまして

ては、下流の方の自家発電が利益を受ける場合におきましては、上の方に返すようにというふうな行政指導は今後もいたすわけでございまして、従来ともその点につきましては行政指導で返すような措置を講じておるわけでございます。そういう措置は今後もとていきたいと思います。

○内田委員 お伺いした意味は、たとえば卑近な例をとりますと、富士川の流域において上流では県営発電ダム設置が計画されて着工されておる。下流には日本輕金屬の自家発電があるという具体的な問題があるものですか。伺ひたいのですが、県営水力発電というものはこの法律による電気事業者と当然解されるものと考えてよろしいのでございますか。

○川上政府委員 それは当然電気事業者というふうに解釈いたしております。

○内田委員 もう一点。この法律の第六條の二の四項であります。下流増の負担の関係を律する地域は「総合的に発電水力の有効利用を図る必要があると認められる河川又は湖沼」ということになっておりますのは、政府において特定の河川、湖沼を現在想定せられておるということでございますか。たとえば今の富士川流域というものは想定せられておるかおらないとか、その辺のことについてお聞きいたしたいと思います。

○川上政府委員 第六條の四項につきましても、これは第一項のところで政令によって、地点、工事につきましても指定をするということになっておるのであります。そういう政令によって定める場合におきましては、この第四項のようなどころでなければならぬというふうになっておるわけでございます。従いまして、総合的に開発し、また下流増が相当大きく出るといふような地点だけを強制的にやりたいと考えておるわけでございます。それ以外のものにつきましては、もちろん下流増がある程度出た場合におきましては話し合ひでやつていくというふうに行政指導をしていきたいと考えておるわけでございます。

○内田委員 今きまつておるのは、川上政府委員 私の方としましては、具体的にどの地域どの地域というのは大体想定はつております。今お話をいたしました富士川流域につきましても、私どもとしましては、大体あの地点についておるべきじゃないかというふうに考えております。

○小平(久)委員 今自家発電の場合との関係を内田君から関連質問がありましたが、どうも私はそこは割り切れぬ氣持でおるわけでありまして、自家発電が必ずしも利益を得る場合ばかりでなく、逆に自家発電の方で上流にやり、今度は下流の一般の電気事業者が利益を得るという場合もあると思うのです。そういう場合でも、たとえば自家用事業者としてはやはり一応下流の電気事業者が負担してもらった方が安くもいくという場合も想定されるのじゃないかと思ふ。また今の局長の説明によると、何か自家用の方は法的に有効に水力開発をやる義務を負つていないから、それに負担をさせるというところを義務づけるわけにいかぬというふうな趣旨のようですが、考えてみると、何か逆のような氣がする。片方は義務を負つてゐるからかかなくてもよさうなものである、片方は義務を負つていないのだからこの法律によつて負担せざるようにしてはどうかというふうなことも考えられるのですがその点は略します。

次に本法で問題になるダムですが、この法案をただ一読したところによりまして、電気事業者が発電のためにだけ作るダム、あるいはその関係の施設というふうなものも含まれますが、多目的のダムであつて、その一部を発電のために県が負担をしておるというふうな場合には、その下流にまた電気事業者の発電所があつて、それが受益するといふような場合、つまり多目的ダムの場合でも本法は適用になるのかどうか、その点が一点。

それからこの法案は元來今後できるダムについてだけ適用になるのか、あるいはすでに従来より存するダム、下流増の問題が現に過去の事態として起つておる場合、そこにまで、この法案が成立したならばさかのぼるのかどうか。これは法律的にいうと、さかのぼらないような氣もしますが、その辺の實際の取扱いはどうなるのか。

○川上政府委員 この法律によりましては、多目的ダムにつきましても、下流の方で電力業者の方に受益がありましますときは適用されることになっております。

それから従来のものであるのか、将来だけの問題かという点につきましても、この法律では将来のものだけというふうには考えております。従来ものにつきましても、これは大体話し合ひによりまして解決を見ております。

て、現在係争中のものもありませんで、ほとんど問題がないじゃないかというふうには考えておられて、しかも従来はそう大きなものがあつたわけではありませんが、これからどんどんできるものが非常に大きなものが多くありますので、私の方としましては、今後のものだけだということに法律ではしぼっていただきたいと考えております。

○小平(久)委員 それと関連しまして、多目的ダムの場合、一部を國で持ち一部を県で持つ、あるいは一部を電気事業者が持つというふうないろいろな場合があると思ひますが、今度この法律ができて、さらに下流増の受益者たる電気事業者が一部をまた負担するということになった場合には、その負担する。今度下流増の利益を受けて負担することになる電気事業者その人もそのダムの一部を持ち分的に持つということにでもなるのか、あるいはそのダムについての管理権とかその他について何か発言権なり何らかの権利を持つこととなるのか、ただ負担しっぱなしで、ダムについて何らの権利も取得されないのかどうか、またしないと思ふれば、どうしてさせないのか、そういう点を御説明を願ひたい。

○川上政府委員 この法律の思想というものは、いわゆる受益者負担というふうな考え方ではないかと、たとえば道路を作る場合におきまして、それによつて利益を受ける付近の人は、これに對してある程度の負担をするというふうなことを全く同じであります。そういう受益者負担という考え方での法律は組み立ててございまして、従いまして持ち分を持つとか、あるいは管理権を持つとか、あるいは共有権

を負つてゐるからかかなくてもよさうなものである、片方は義務を負つていないのだからこの法律によつて負担せざるようにしてはどうかというふうなことも考えられるのですがその点は略します。

て、現在係争中のものもありませんで、ほとんど問題がないじゃないかというふうには考えておられて、しかも従来はそう大きなものがあつたわけではありませんが、これからどんどんできるものが非常に大きなものが多くありますので、私の方としましては、今後のものだけだということに法律ではしぼっていただきたいと考えております。

を持つという問題は、この法律からは出てこないわけでございます。あるいはこれは業者間におきまして、持ち分を持たせるとか、あるいは共有権を持たせるとか、あるいは話し合いにすれば問題は別ですが、そうでない限りにおいては、この法律そのものから持ち分を持つというようにすることは相ならぬわけでございます。従いまして、その管理権というようにすることにつきましては、持ち得るということにはならないわけでございます。

○小平(久)委員 現在はどうなっているんですか。たとえば県の施工する多目的ダムの一部を県が持ちますね、そのときは県は出しっぱなしで、そのダムについての管理権も持ち分も何もないのですか。幾らかあるんじゃないですか。

○川上政府委員 これは、共同建設というふうな場合におきましては、いわゆる受益者負担ということでなくして、ダムについての共同建設というふうな考え方でいきますというところ、これは共有権なりあるいは持ち分を持つというところが行われるわけでございます。現在におきましての県官のものにつきましては、共有権というふうなことはなっておりません。ただ今後、たとえば愛知用水でも、これは発電所を作る問題があるわけですが、その際においてどうするかという問題については、これは協定によりまして持ち分を持たせようというふうな話し合いを現在進めておりますけれども、今のところは全然話がついておりません。

○小平(久)委員 その点もどうもや割り切れぬような気がしますが、先に進みまして、この法案によりまして、

と、要するに下流増のために著しい利益を受ける、こういうことになっております。これは法律などでは始終使われる言葉のようですが、具体的に何かあなたの方で、どの程度の利益を考えた場合にはこの法律が適用になる、これは一々實際問題にぶつからなければわからぬといえればそれまででしようが、何らか、この程度になったならばこれが適用になるんだという、模範的な例でもあったら、この際お示し願いたいと思います。

○川上政府委員 これは私の方としましては、大体どの程度利益があったらという基準は別に作っておりませんけれども、非常に著しい例としてしましては、たとえば東北の只見川系の田子倉などいい例ではないかと思えます。これは上流におきましてダムができましたと、下の方で年間一億六千万キロワットという非常に大きな数字ですが、それで自然に利益を受けるというふうなことになるわけで、これは詳細に当たっておりませんけれども、大体下流の方で発電端で七、八億あるいはそれ以下かもしませんが、その程度の利益が出てくる。これは非常に著しい例ではないかと考えております。それから御母衣ができましたというところ、これは関西西電力方面におきまして、相当大きな利益が出てくるのではないかと考えておるのではありませんか。

○小平(久)委員 そこで先ほどの質問とも関連するんですが、一体今回の調整をやった場合、下流増の利益を返す、その返す方は、協議によるというんですが、その方は協議ですからいろいろの場合ができてくると思えます。しかししずねにしても、何らかの方法

で受益者の方は負担をしなければならぬ。そうすると、その負担した金というものは会社の経理の上からいいうとどういふふうになるんでしょうか。先ほどから言うように、負担はするが何も権利はないのだということになるかと、資産の支出でなく、経費の支出ということになるとも考えられますので、これは電力料金とも関係してきまして、これがどういふ方針でこれを処理されるのかお聞きしたい。

○川上政府委員 負担する場合におきましての方法ですが、この方法につきましては、いろいろ話し合いによつて違つてくると思えますけれども、あるいはその額をかりに五億なら五億と定めまして、それを十年なら十年で返すというふうな方法もありまして、よくあるいは一ぺんに返すというふうなこともありまして、その際におきましては、ダムの工事費というものがかりに百億かかって、下の方から五億とすることになりまして、五億落して九十五億ということとで料金を計算していくことになるかと思えます。従いまして、下流増を返すというところになりますれば、下の方へ渡す電気は安くなるというところになるかと思っております。

○小平(久)委員 それはダム施工者の方の立場ですね。負担金を課せられる方、受益者の方の支出する費用は、どういふことになりますか。

○川上政府委員 下の方が負担する場合におきましては、これは現在道路なんかにおきまして負担として出しておるのと同じようなことになってくるわけでありまして、それに税金はかからないということになって

くると思います。

○小平(久)委員 出資するんだから税金がかからないのは当りまえだと思ふんですが、どういふふうに見るんですか。これは負担金を課せられる方です。つまりその支出は、今局長のお話のように、一時に払える人は払うかもしれないし、払えない人は何年かかかって払うかもしれない。そういう場合、かりに一時に払うとすれば、それは一体資産の勘定としてとっておいて逐次償却できるものなのか、また逆に何年間で払うという場合、その年その年費用として落していくということとをまるまる認めるのか、つまり一方のダムについて持ち分というものを認めないということになると、本来資産じゃないという気がする。そういう点はどういふことになりますか。

○川上政府委員 無形固定資産というふうな格好になってくるんじゃないかと思えます。それによつて償却するということになるかと思えます。

○小平(久)委員 別に今経理上の論争をするつもりじゃないのですが、こういう負担を新たにかけるといふことになれば、結局電気料金に連動してくる問題だと思ふ。同じ会社なら問題はなんでしょうし、もともとこういう問題は起らぬかもしませんが、連う会社間において、連う事業者間において金をやり取り取つたりすると、それがやがてはこの電気料金に響き、一般大衆にも関係のあることだから、どういふ経理方法をとらせて動かせるのかというのを聞いておるわけです。多分こちらで心細いのがよくわかりませんか。

○須賀井説明員 局長にかわりましてお答え申し上げます。

ただいま局長からお答えいたしましたように、一応それは経費として支出するのではなくて、資産として計上しておる。そして名前は何とつけますか、一応利用権といひますか、そういった権利として持ちまして、あとで償却をしていく。そういういたしますれば、年々経費で出すのじゃなくて、権利として残っておりますので、負担した会社の方もこれによつて適正に償却していける、大体そういう考え方でありまして、課税の対象にもならないというふううに大蔵省との間で了解を得ております。

ちょっと補足いたしますが、現在電気事業においても、電気施設の利用権というふうなもの、他に類似のものと同じような立て方をしておる前例もございまして、大体それにならつてやっていますかと思ひます。

○小平(久)委員 その点はそのくらいにしておきましよう。

結局それと関連するのですが、先ほどもちよつと触れましたが、ダムに対する負担金を負担する事業者の発言権というものは全然ないのですか。しかし協定等によつて持つことは何にも差しつかえないだろと思ふのだが、そういう点はどうですか。発電事業者の都合によつて、上流に新規に作るダムに水をただ利用している、つまり一方的にダムを管理されるということになれば、これがいかにか管理されるかによつて受益者の利益というものが非常に違ってくるのじゃないかと思ふので、そういう点で負担だけはさせる

と、要するに下流増のために著しい利益を受ける、こういうことになっております。これは法律などでは始終使われる言葉のようですが、具体的に何かあなたの方で、どの程度の利益を考えた場合にはこの法律が適用になる、これは一々實際問題にぶつからなければわからぬといえればそれまででしようが、何らか、この程度になったならばこれが適用になるんだという、模範的な例でもあったら、この際お示し願いたいと思います。

と、要するに下流増のために著しい利益を受ける、こういうことになっております。これは法律などでは始終使われる言葉のようですが、具体的に何かあなたの方で、どの程度の利益を考えた場合にはこの法律が適用になる、これは一々實際問題にぶつからなければわからぬといえればそれまででしようが、何らか、この程度になったならばこれが適用になるんだという、模範的な例でもあったら、この際お示し願いたいと思います。

○小平(久)委員 最後の一つ。本法の根本思想が受益者負担ということから出発しているのだという重ね重ねの御説明ですが、ところが先ほどは、ちょうど道路を作ったようなものだというお話であつたけれども、道路ができれば、公道である限りは、自由に、自分の走りたいときに走れるわけだ。しかたしどうも水の問題は、自分がほしいときにはほしただけの水をもちうというものはない。なるほど受益という概念はあるいは同じかもしれぬが、その利

私は、経済企画庁長官に基本的な問題で質問したいと思っておりましたから、この問題はあさってに延ばそうと思っておりましたが、今の受益者負担ということになると、問題はどのようなふうに変ってくるか。たとえば只見川の工事に三百億なら三百億かかるというようなときに、受益者負担とい

は、先ほどおっしゃったように、東北電力が二十億の全体の利益の中から六億なり七億のものが出るのだから、そういうようなものに対して相当額の工事費を負担しなければならぬというふうなことで、そういう考え方に基いてこの法案は出されているのじゃありませんか。このところが非常に大きな問題になると思うのです。受益者負担というような概念で負担するならばば、問題は何も起らない、話し合いで簡単につくのではまりませんか。このところのところが非常に大きな問題になってくると思うのであります。公共事業の受益者負担というものは、たとえばここに、ある特定の人が概算して百万円ながら百万円の利益をいろいろの形において受けるというような場合に、受益者が一人で受けるのだから、一万円の負担をしなければならぬとか、三千円の負担をしなければならぬというふうなことが普通の観念上行われているところでございます。ところがこの場合は、そうした受益者負担だから、もつともつと飛び抜けて非常に多額の工事費を負担しなければならぬというふうな基本に立っているのと違いますか。ここが非常に大きな問題なんです。ですから、多くの金額を負担する、というふうなことになる、とすれば、ち分というふうな問題や管理権に対する参与というふうな問題もやはり当然出てこなければならぬ問題であつて、これは非常にむずかしい問題だと思ひますから、簡単に受益者負担とい

○川上政府委員　どの程度受益になるかという問題になりますと、いろいろこれは計算の仕方もあるわけなんです、が、たとえば発電端でとるかあるいは送電端でとるかというように、送電端でとっても非常に違つて参りますし、発電端でとるといふことになる、非常に大きな利益になる。発電端でとれば、その間にそれよりも少くなるということになるわけですから、では、下流増においてどの程度出るかという点につきましては、これは私あまり申し上げることは、ここではどうかと思うのですが、先ほど申し上げましたように、今の計画でいきますと、下流の方では年間一億五、六千万キロワット・アワーというものがただでふえてくる、ということになりますと、その分だけには非常に大きな利益を受けることに、これは非常な利益を受けることに、これは上の方に払うかという問題でありますけれども、私どもとしましては、上の方の工事費の半分も払えとか、あるいはその六割も払えとか、そういうようなことは毛頭考えていないのでありますして、これは具体的に、下の方で果してどの程度の利益が出るかということとを算定した上で、そのうちの一部分を、その方のために出して負担するといふことを考えておるわけでございまして、非常に大きなものを負担させるというふうなことは考えておりません。しかしながらやはりこういう法律がござりませんと、では何も負担しなくていいじゃないかということになります。

○鹿野委員 よくわかります。もしそういうようなことであるとするならば、この問題はそう大きい問題でなくなると思います。ということとは、下流増によって利益を受けたからある程度のもを受益者負担として返さなければならぬということは、これは常識としてだれでも考えるところの問題です。ですから、たとえばどれほどのものが利益として出るかということとは、これは計算はお互いに問題じゃありませんので、どのような計算によっても、一応常識として、出てくるものとこの利益のうちどの程度のもをを負担するののかということが問題になつてくると思ふのですけれども、ただ公共事業に対する受益者負担というような觀念でいくとするならば、これはごくわずかのものを負担する程度にとどまる。このことがはっきりさしておれば、私は大した問題にならないと思ふのです。少くともこの問題は、私は東北電力と關係はございませんが、東北出身の議員としまして、非常に大きな関心を持って参りましたことは、ある程度の工事費の負担をしなくちゃならないという前提に立つて考へてきたものであつて、ほんとうに受益者負担というような程度であつたならば、それは大した問題じゃなくなる、と思ひます。ですからその点は、あなかが立案者として、一般の公共事業に

ける受益者負担と同程度のものを負担すればいいのだということを、ここではっきり言っていただければ、私は大した問題じゃないと思いますが、その点いかがですか。

○川上政府委員 道路に対する受益者負担の割合と同じようにこの電力についても負担するということは、私ちょっと申し上げかねると思うのです。下の方で出た利益を全部上の方へ返せというようなことは、われわれとしては毛頭考えていないのでありまして、先ほど申し上げましたように、送電端でとるか発電端でとるかという問題であつても、送電端をとることは技術的にもなかなかむずかしい問題もありませんので、発電端でとるといふことになりまして、送電端と発電端の差額ということは相当な利益があるわけですから、それはとらないわけでありまして、結局、これはどの程度、どういふ方法で負担するかという具体的な問題になりますし、地点によつても非常に違ひますので、はっきりとここで、じゃ道路と同じ程度の負担をさせるということも申し上げかねると思うのです。

○鹿野委員 問題は、今度は受益者負担という言葉の定義をきめていかなくてはならないと思うのです。ですから、先ほど同僚の小平君から質問がありましたように、これは持ち分とか管理権というふうな問題を解決しなくてはならない段階にどうしたって入ると私は思うのです。ですから、この問題を全然なくして、ただ受益者負担の程度だということになれば、これはほんとうに簡単に済む問題だし、なかなか簡単に済まないからこそ、いろいろな

人々がいろいろと知恵をしぼつてやっておることだと思ひますので、問題は二年先、三年先になるんだから、とりあえず利益を受けるものについてはある程度負担するのが当りまえだという程度でこの法案を出されておるのならおるのだというようなことをはっきりおさしていただくことが、議論に終止符を打つことになるんじゃないかと思うのです。これは非常にむずかしい問題で、受益者負担であるということにして、持ち分は認めないのだ、こういうようなことで、しかも負担をする金額は、一般的な觀念の公共事業の受益者負担の場合とある程度違ふんだというようなことになるべくと、大へんむずかしくなるんじゃないかと思ひます。はっきりすればどつちでもかまわないと思ひますが、その点はよほどしっかりとした基礎に立っていただきたいと思ひます。結局この問題は電源開発促進法の根本に触れてくる問題であつて、普通の場合において、ある特定の官利会社と官利会社とがありまして、そうしてこの官利会社が工事をするために下流増が生まれてくるというやうなことであれば、こうした問題が当然起つてくるけれども、そうでなく、電源開発促進法というものは、官利会社ではどうにもならないから、国家の力をもつて開発するというところから生まれたところの問題でございまして、ほんとうはこうした下流増の問題というやうなことが複雑な問題として起つてくるはずはない。何ゆゑに複雑な問題として起つてくるかというところを追及いたしますならば、電源開発促進法の根本にいろいろの不備があるということにさかのぼらなければならぬ。

です。私はこの基本の問題について一応経済企画庁長官にただしたいと考えておるわけでもございまして、基本においてそういうやうな問題があることは何人も認めざるを得ないと思ひます。しかしながら、現実の問題としては、下流増の問題を何とか解決しなくちゃならないというやうな必要に迫られた結果、こうした法案が出されたことと思ひますけれども、そうしたならば、これはやはり基本的には数年後に解決をするというやうな目安をつけるとか、あるいは基本的にはどうするとかいうやうな問題についても、私たちより今までのこの点について大いに研究をなされておるあなたの方から率直に出していただく方がいいのじゃないかと思ひます。なお本日はこの程度にいたしましたので、この基本的な問題は、あつて経済企画庁長官にお尋ねいたす際に触れることにいたしますが、あなたの方でも、その点について一そうの御研究をお願いいたしておきます。

○小平(久)委員 補足的に一点だけ承つておきたいと思ひます。結局この受益者負担という問題ですが、方向を変えて考えれば、先ほど受益者受益者と盛んに話が出ていたのですが、電気事業の場合は言うまでもなく公益事業であり、その料金等も当局の認可を得なければ定まらぬことになっておる。ですから同じ企業体であつても、電気事業の場合には、非常に利益を受けたからといって並はずれた配当ができるわけでもなからうし、そういうことは当局が認められなからうと思ひます。かりに電気事業者が利益を受けると、それは結局電気料金の低下ということになつていくのじゃないか。あるいは赤字を

埋めるという場合もありましようが、いづれにしても企業体としての電気事業者のいわゆる私腹をこやすやうな利益には、結果的にはどうしてもならぬのじゃないか。なお今後開発するといふやうな地点を考えれば、言うまでもなくどちらかというところ未開発の地方だと言へると思ひます。そういうことになれば、先ほど局長のいう受益者負担というやうなことにあまりとらわれず、その会社が特にもうかるから、それがけしからぬとまでは言われぬでも、当然出すべきだとは言われぬので、料金制の認可制というやうなことを考えれば、もうかれこれだけ料金を安くしてやる、未開発の地方を潤してやるということは、政策的に当然考へるべきことじゃないかというように考へるのです。そういう点については一体どういふふうに当局は考へておるか、承つておきたい。

○川上政府委員 その点は一応ごもつともだと思ひます。すなわち、下流の方で相当もうかるというところになるならば、それだけ下流の方の電気料金を安くしたらどうかということになるのですが、私どもの方といたしましては、一応そういうことは考へられますけれども、発電所ができるごとに電気料金を改訂するという問題も出てきますし、なかなか複雑な問題がそこに出てくるのです。それからもし負担しないというところになりますと、上の方では負担の分だけはやはり高く売るといふことになりますので、その点は同じやうな問題になつてくると思ひます。そういうことで、やはり一応下の方で利益があるならば、そのうちの一部を上

の方に返して、上の建設費を負担するということにした方が一番いいのじゃないかというふうに考へまして、こういう措置をとつたわけでありま。

○小平(久)委員 そうすると、少くとも負担金を課することによつて電気料金の上昇ということはないわけですね。もちろんこの法律からいって、利益の範囲内ということになつておるからそうだと考へるが、この地点に他のものが開発したにしろ、発電所がどんどん開発されていくといへば、地方の人の素朴な考え方からすれば、これだけ発電所がふえていくのだから少しは電気料金も安くなるのじゃないかというところになると思ひます。またそういうことにたえることも、これは政治の面からいへば必要なことじゃないかという気がするのです。従つてただ業者だけの協議にまかしておくといふやうなことは、根本においてどうか。そういうこととの政治的な考慮も加味して、むしろ政府が積極的に指導的に、同じ負担するにしても負担していくということの方が適当じゃないかという気がするので、どうでしょう。

○川上政府委員 これはまことにおっしゃる通りに考へられるわけですが、ただやはりこういう問題につきましては、自主的に両方で話し合ひをして、話がなかなかつかぬというやうな場合におきまして、政府の方が中に入つて調整してやるというやうなふうにした方が、今の世の中ではいいのじゃないかというふうに考へまして、そういう措置をとつたわけですね。

○神田委員長 大臣どうですか、一つこの問題について……。

○石橋國務大臣 実は私自身割合に簡

単に考えておった、さっきからの話の受益者負担ということに考えておったのです。しかし御議論によりまして、だいぶその点がはつきりしましたし、非常に参考になりました。なおよく研究いたしましたので、明後日また答弁することになりました。

○阿左美委員 一つ簡単に伺いたいのですが、秩父二瀬ダム、あれは国営で、発電所は県営でやることになっておりますが、この法案の適用を受けることになるのですか。

○川上政府委員 これは一応適用を受けることになっておりますが、これは下流の方で果して非常に著しい利益があるかどうかという点をもっと検討してみまさんとわかりませんけれども、一応私どもの方としては考えております。

○阿左美委員 この計画は県営で、発電所を作りますのみならず、土地改良をすることになっておる。これは非常に大きな計画でございます。それで、受益者負担ということになりますと、土地改良という点も、ダムを利用してやるということになりますれば、これも受益者負担ということはいさなければならぬということになりますか。

○川上政府委員 この法律では電気事業者だけの問題に限定しておりますので、そういう土地改良による受益者の方は、別にこの法律によって負担しなければならぬということにはならないわけでございます。

○小笠委員 私この質疑応答を聞いておりました、非常にミス・リードする答弁があるのではないかと考えております。それは何かというと、第六条の

二の規定の根拠を受益者負担という概念で割り切っておるところに問題があると思ひます。この第六条の二の規定というものは、新しい義務関係を規定したものであります。それはあくまで政策的に日本の電源の開発をし、しかも豊富に国民全体に利益を均霑させようという電発法の目的に沿って考えておる。そこで新しい権利義務の構成をするに当って、たまたま法理論として

受益者負担の理論とかあるいは不当利得の理論とかいろいろあるのに、通俗的に受益者負担の理論をとったにすぎないと思ひます。この点ははつきりしていただかないと、単純なる公共事業の受益者負担の概念にとられるならば、すなわち六条の二の規定というものは全然違ってくるのではないかと考えます。そこに政策がなく、単純なる法理論の繰り返しにすぎない。それでたとえはもし単純なる受益者負担の理論でいくならば、開発が満額になったときには、もう負担しなくてもいいというふうな問題も、当然理論的には起り得ると思ひます。たまたまそこには政策論として割り切つてはあります

が、この六条の二の立法の考え方、基礎について、もっと統一的なはつきりした御説明をぜひ願わないと、次から次と疑問を生ずるのではないかと。たまたまこの法理論の過程をそのまますべての実態だと思ひ考へになつておるところにミス・リードしているのではないかとと思ひます。次のときまでにお考え

おきを願ひたいと思ひます。

○神田委員長 政府は十分一つ研究されて、答弁を統一することをお願いいたします。

本日はこの程度にとどめます。次会

は明後六日午前十時より開会するととし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十九分散会

〔参照〕

輸出保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕